

## 創業記念祝賀会と 記念品の費用

直近の中小企業白書によれば、廃業率（6.6%）が開業率（4.8%）を上回る状況が続いていると報告されています。よって、会社が創立何十周年を迎えるということは、非常に価値のあるすばらしいことといえます。今回はこの創業の周年事業や記念品の税務上の扱いについて考えてみたいと思います。

### □周年事業

従業員（役員も含みます）におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用は交際費に該当しませんが、仮にパーティをホテルで行い、招待客と共に従業員が参加した場合には、従業員参加分も含めた全費用が交際費に該当してしまいますので留意して下さい。

### □記念品の扱い

例えば、定年退職した元従業員の方々に配る

予定の記念品については、記念品として相応しいものであり、その価値が1万円以下のものであれば現役従業員に対するものと同様に現物給与の課税はありません。

さらに、元従業員に支給する記念品の費用は、その記念品が一律に支給されるものであり、かつ、その価額も少額であれば、交際費にも該当しません。

一方、関連会社等の取引先社員に支給する記念品は交際費に該当します。

### □1万円の判断

創業記念品等の課税しない経済的利益として、処分見込価額が1万円以下かどうかを、ひとつのメルクマールとしています。注意すべきは、この1万円という金額は基礎控除額でないという点です。したがって、1万円を超える場合には、その全額について課税されてしまいます。

また、1万円を超えるかどうかの判定は、当該経済的利益につき記念品としての評価を行った金額に105分の100を乗じた税抜金額をもとに金額判定を行います。

## ナマの税務相談室

**Q** 父の相続があった時、父の遺産の中の一筆の土地を、母と私が持分各々2分の1の割合で遺産相続いたしました。そして

今回、共有地を分割いたしました。

**A** そうですか、いつまでも共有地のままというのも、今後の相続等の事態を考えるとやはりこの際、整理をしておく方が宜しいかと思います。

**Q** そこで、その共有地の分割という土地の異動に際して、税法上何か問題がありますでしょうか。

**A** 今この契約書を拝見いたしますと300坪の土地を、貴方が155坪を分割所有して、母上が145坪を取得するという内容ですね。

**Q** 実は私の土地は、道路に面した母の土地の背後にあり、単純に2分の1に分割すると私の土地から道路に通じないということになりますので、通路分を今回の分割で余分に取

得いたしました。

**A** 単なる共有地の分割ならば課税上の問題は基本的には発生しませんが、今回は5坪のやり取りがあります。貴方の155坪分の評価額が坪当たり27万円で4,185万円、母上の土地が坪当たり30万円で評価額は4,350万円ですね。

所得税法58条の適用のうち交換の時における取得資産の価額と譲渡資産との差額がこれら価額のうちいちばん多い価額の100分の20に相当する金額を超えない必要があります。

今回は二人の共有地ですから、母上の土地の半分75坪を貴方に渡し、貴方が70坪を母上に渡すと考えれば、75坪分が2,025万円、70坪分が2,100万円で交換差額は75万円です。差額は2,100万円の20%、420万円以内ですから、税金の心配はありません。

ただ、申告は必要です。

[参考] 所法58

## ナマの税務相談室